

意見書・再意見書

2022年4月14日

吹田市長宛


住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	山田東分譲開発計画		
事業区域の位置	吹田市 山田東1丁目4079番 外6筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>【見解1について】 地番544-1所有者(当方)からの要望書につきましては、管理組合より取り纏めの上、別途提出いたしますが、地番544-1西側の里道敷にある擁壁部分については、地番544-1の所有ではないと認識しております。当該箇所の所有区分の明確化を求めると共に、当方または市のいずれの所有であった場合でも、以下理由により擁壁部分の歩道整備を要望いたします。 ①交通事故の危険性を常に孕んだ状態となるため ②当該箇所のみ擁壁が残った場合、景観に不自然さがあるため</p> <p>【見解2について】 当該敷地は吹田市が定期的に除草している箇所です。吹田市と相談の上、上記1の意見と併せて是非歩道の整備をお願いしたいです。</p>		
※受付年月日	R4年2月14日	※受付番号	第 03-L-07 号
※備考			※受付印 

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

山田東分譲開発計画

再見解書

No1 再見解書

1. 里道敷の擁壁部分が地番544-1の所有者でないことは認識しております。
歩道整備の施工をする上で地番544-1の土地に影響が起るため、正式な要望書が出ていない現段階で弊社から歩道の整備を検討することは致しません。
2. 北側所有者の敷地に影響するため、弊社が回答する立場にありません。ご理解の程お願い致します。